

2. 政府の取組

②取引条件改善に向けた取組



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

【第190回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説 <平成28年1月22日>】抜粋

(GDP600兆円)

この春も、企業収益の拡大を賃金の上昇へつなげる。昨年を上回る賃上げを目指すことで、政府と経済界の認識が一致しました。原材料コストの価格への転嫁など、下請企業の取引条件の改善に官民で取り組みながら、最低賃金についても、1000円を目指し、年率3%を目途に引き上げます。

【日本再興戦略2016<平成28年6月2日>】抜粋

第2 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等

7. 中堅・中小企業・小規模事業者の革新

(2)新たに講すべき具体的施策

i)中堅企業・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立

⑤下請事業者の取引条件の改善

…下請事業者が、取引停止などの影響を恐れて不適正な取引条件であっても言い出すことが難しい実態を踏まえながら、大企業の調達方針や取組方針に関するヒアリング、下請法等の運用の強化、取引上の問題事例やベストプラクティスを掲載した下請ガイドラインの更なる周知徹底、交渉ノウハウを普及するための下請かけこみ寺の機能拡充等によって、大企業の取引の適正化と中小企業の交渉力強化を同時に進め、中小企業の取引条件の改善を図る。また、継続的に取引実態を把握していくとともに、適正な取引慣行の定着に向けた広報を行う。

取引条件の改善関連の主な政府方針②

【第192回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説 <平成28年9月26日>】抜粋

(政策総動員)

…アベノミクスを一層加速し、デフレからの脱出速度を最大限まで引き上げてまいります。

有効求人倍率は、四十七全ての都道府県で一倍を超えていました。史上初めての事です。実質賃金もプラスに転じ、六か月連續でアップ。雇用の拡大、賃金の上昇による「経済の好循環」が生まれています。

<中 略>

「経済の好循環」の成否は、全国の中小・小規模事業者の皆さん元気にかかっています。生産性向上、販路開拓などの努力を後押しします。下請法の運用基準を十三年ぶりに抜本改訂し、下請取引の条件改善を進めます。

【第193回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説 <平成29年1月20日>】抜粋

(中小・小規模事業者への好循環)

景気回復の風を、更に、全国津々浦々、中小・小規模事業者の皆さんにお届けする。

先月、五十年ぶりに、下請代金の支払いについて通達を見直しました。これまで下請事業者の資金繰りを苦しめてきた手形払いの慣行を断ち切り、現金払いを原則とします。近年の下請けいじめの実態を踏まえ、下請法の運用基準を十三年ぶりに抜本改定しました。今後、厳格に運用し、下請取引の条件改善を進めます。

会議の目的

- 中小・小規模事業者が賃金の引上げをしやすい環境を作るため、平成26年12月の政労使合意等を踏まえ、必要なコストの価格転嫁、取引先企業の収益の中小企業への還元など、**取引条件の改善を図っていく。**

(平成27年12月発足)

今後の取組

○価格転嫁等の状況や課題を調査

- ①親事業者など大企業等及び下請事業者など中小企業に対して調査を実施。
・業種横断的な調査 ⇒ 中企庁が実施
・個別業種ごとの調査 ⇒ 業所管省庁で適宜実施
(国交省では建設業、トラック運送業、貸切バス事業)



- ②H28.3に調査結果を業種毎にとりまとめ、本連絡会議に報告、公表。



○大企業へのヒアリング

- ①上記調査結果を踏まえ、大企業等に対するヒアリングを実施。
・H28.4～5 自動車産業、建設業
・H28.7～8 トラック事業者及び荷主企業
- ▼
- ②各々、第6回、第7回の本会議において報告。
➢ 価格交渉ハンドブック等を作成。また、業種別ガイドラインの改訂及び運送業の自主行動計画の策定を検討。
➢ 荷主企業や元請企業に対して、不適正な行為を改め、取引条件の改善に協力してもらえるよう働きかけを実施。

会議のメンバー

内閣官房副長官

内閣府副大臣

厚生労働副大臣

経済産業副大臣

国土交通大臣政務官

内閣総理大臣補佐官

内閣官房副長官補

内閣府政策統括官

中小企業庁長官

公正取引委員会事務総長

警察庁、総務省、財務省、

厚生労働省、農林水産省、

環境省、

国土交通省

調査の概要

対象者数： トラック運送事業者 1, 250者
有効回答数： 735者（回収率58. 8%）
調査期間： 平成28年2月1日(月)～2月19日(金)

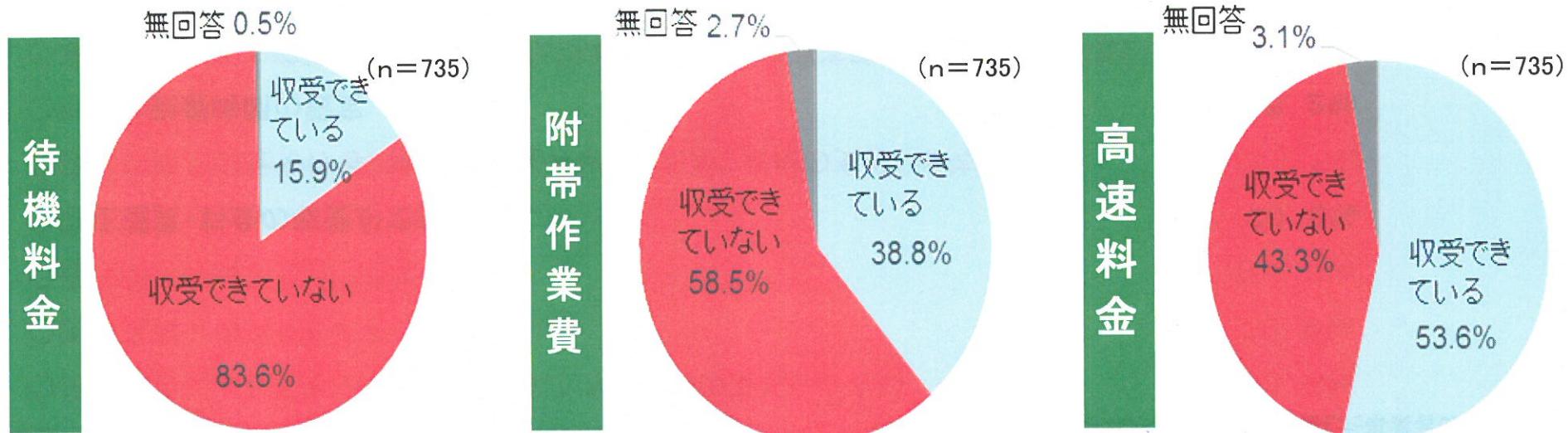
不適切な行為の実態

<左記の行為をされたことがあると回答した事業者の割合>

○荷主都合による荷待ち待機をさせられたが、費用の支払いがない	83. 6%
○燃料高騰分の費用を收受できていない	78. 9%
○運送契約の書面化ができていない	74. 3%
○適正運賃・料金の収受ができていない	70. 5%
○検品や商品の仕分け等の附帯作業をさせられたが、費用の支払いがない	58. 5%
○無理な到着時間の設定	45. 2%
○高速道路利用を前提とした時間指定がされているが、高速道路料金の支払いがない	43. 3%
○原価を考慮せずに一方的に運賃を決定された	26. 7%
○契約後に運送費を値引されたり、契約にない付加的な運送を強いられた	13. 7%
○運送費の支払遅延	11. 4%
○取引相手や関係会社の物品の購入強制	9. 8%
○理不尽な損害賠償の負担	9. 5%
○無理な要求を断った事による取引停止	5. 7%

運賃以外の費用の収受状況について

➤ 待機料金について83.6%、附帯作業費について58.5%、高速料金について43.3%のトラック運送事業者が収受できていないと回答



(出典: トラック運送業における下請等中小企業の取引条件の改善に関する調査(H28))

大企業ヒアリング結果(課題)

●荷待ちについて

荷待ち時間・附帯作業削減への取り組みが不十分。

- ①着荷主が受け入れの体勢を整えておらず、長時間の荷待ちが発生する。(荷主)
- ②食品関係の着荷主における荷待ち時間が長い。(トラック)
- ③食品、ドラッグストアで附帯作業が多く発生。(トラック)

●運賃・料金について

元請事業者の荷主に対する発言力、交渉力が弱い。

- ①高速料金等が発生したと言えば料金を貰えるかもしれないが、言えるかどうか
(言い出せない)が問題。(トラック)
- ②特に着荷主に対する発言力は弱い。発荷主に言っても着荷主に伝わることは少なく、
場合によっては運送会社を変えるよう発荷主に圧力がかかることがある。(トラック)

荷主側において、運賃・料金の値上げの必要が十分に認識されていない。

- ①安全コスト等必要な経費は、運賃に含まれていると思っている。(荷主)
- ②特に着荷主において、荷待ちにかかるコスト負担の必要性について認識されていない。
(トラック)

● 下請多層構造について

下請取引の実態が十分に把握されていない。

- ①下請運送事業者間の取引は把握していない。(トラック)
- ②実運送事業者は分かるが、何次請の運送事業者かはわからない。(荷主)

トラック運送業の取引条件改善に向けた取組み

	28年 ～11月	12月	29年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
①自主行動計画	根本政務官 から要請	自主行動計画策定				大手を中心 に取組を定着化		
②荷主への働きかけ	ドライバーの 労働時間の周知							
	不適切事例集の 作成	不適切事例集の周知						
	根本政務官 から働きかけ	業種別ガイドラインへの反映 等						
③交渉しやすい環境づくり	ハンドブック作成	ハンドブックの周知・ セミナー開催						
④法令の運用	独禁法	公取への 情報提供	物流特殊指定調査の拡充 (荷主調査・トラック事業者調査)			(必要に応じて事件処理)		
	業種別 ガイドライン	下請ガイドラインの 見直し	トラック事業に係る ガイドラインの改定			ガイドライン定着		
	荷主勧告	運用改善検討	運用に向けた調整			本格運用開始		
⑤トラック輸送における取引 環境・労働時間改善協議会	パイロット事業 実施	パイロット事業実施とりまとめ	協議会	パイロット事業 (2年目)				
⑥運賃・料金検討会	運賃・料金のあり方検討(運賃・料金別建て方策等)			とりまとめ				

- 平成28年11月22日(火)、根本国土交通大臣政務官よりトラック運送業界団体に対し、今年度内を目処に「トラック運送業の適正取引推進のための自主行動計画」策定を要請。



<要請のポイント>

- ・アベノミクスを一層加速し、「経済の好循環」の流れをより確かにすることが重要。
- ・元請下請における運送事業者間を含め、トラック運送業における取引条件の改善は喫緊の課題。
- ・また、トラック運送業の下請多層構造にも課題があると認識。
- ・元請事業者となる大手運送事業者が率先して取組を進めることが重要。
- ・今年度内を目途に自主行動計画の策定を要請
- ・なお、取引条件の改善について、関係省庁を通じ、荷主の方々にも働きかける。

【関係省庁への協力要請】

○12月1日(木)15:20～ 国交省根本大臣政務官より、農林水産省細田大臣政務官に対し要請

○12月6日(火)10:00～ " 経済産業省松村副大臣に対し要請

「具体的な取組例」

○ 価格決定方法の適正化

- 一律〇%減の原価低減要請や燃料価格等の変動分が考慮されない価格決定の禁止
- トラック運送業者との十分な協議を踏まえた運賃・料金の決定

○ コスト負担の適正化

- 仕分け・検品等の附帯作業や荷待ち待機等、運送以外の業務に係る費用については、運賃とは別のものとして契約上明確化
- 着荷主側の荷待ち待機に関する費用について、発荷主と着荷主との間で契約上明確化

○ 契約の相手方・方法の適正化

- 運行管理者の選任、最低保有台数の維持、社会保険・労働保険の加入等の法令を遵守しない事業者との取引の禁止
- 運送契約締結に当たっては書面化を原則とし、附帯業務や荷待ち待機、高速道路料金等の支払いについても明記

○ 長時間労働の削減

- 待ち時間、特に着荷主側における荷待ち時間の解消に向けた取組への理解と協力（トラック事業者との面談等による課題の具体的な把握等）
- トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、発荷主が中心となって着荷主及びトラック事業者との間で定期的に協議する等、荷主とトラック事業者の協力体制の確立

荷主企業に対する働きかけの要請後の具体的な取組①

○ 業種別下請ガイドラインへの反映

- 自動車産業適正取引ガイドライン（平成29年1月改訂）（抜粋）

3. 自動車産業において問題視されやすい具体的行為類型についての整理

（3）配送費用の負担

（オ）荷主の立場からの適正取引の取組

近年、長時間・低賃金という労働環境からドライバー不足が深刻化しているが、適正な運賃水準が確保されなければ物流を担う人材の確保が困難となるほか、安全にも支障が及びかねないことから、自動車産業としても自らの産業の発展や社会的責務の観点から適正取引を推進していくことが一層求められている。

また、荷主として運送業者等に委託を行う取引については独占禁止法の物流特殊指定が適用される場合があるとともに、貨物自動車運送事業法においても、過積載や過労運転など同法違反行為が主として荷主の行為に起因して発生した場合には、荷主に対して再発防止措置を勧告する場合がある。また、荷待ち時間の削減等については、着荷主の立場からの協力も必要となる場合がある。

こうしたことから、自動車産業においても、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」に記されているとおり、荷主の立場から問題となる行為に関して、関係法規等に留意しながら、適正取引に向けて取組を進めていくことが望ましい。

＜参考資料一覧：国土交通省ホームページで公開＞

- ・トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン：問題となり得る行為と望ましい取引事例
- ・トラック運送業における書面化推進ガイドライン：契約書の記載事項や様式例等
- ・荷主勧告制度について
- ・運送契約時コンプライアンスチェックシート：契約時のチェックシート例

※今後、以下の業種別ガイドラインにおいて、同様の改訂を実施。

- 素形材産業、産業機械・航空機等、繊維産業、情報通信機器産業、建材・住宅設備産業、鉄鋼産業、化学産業、紙・紙加工産業

荷主企業に対する働きかけの要請後の具体的な取組②

- 業種別下請ガイドラインを有しない小売業については、経済産業省より、以下の9団体に対し協力要請文書を発出。

【ご協力いただきたい具体的な取組例】

価格決定方法の適正化

- ・一律〇%減の原価低減要請や燃料価格等の変動分が考慮されない価格決定の禁止
- ・トラック運送業者との十分な協議を踏まえた運賃・料金の決定

コスト負担の適正化

- ・仕分け・検品・陳列等の附帯業務や荷待ち待機等、**運送以外の業務に係る費用については、運賃とは別のものとして契約上明確化**
- ・着荷主においても、**契約にない仕分け・検品・陳列等の附帯作業を無償で行わせないこと**
- ・着荷主の都合による荷待ち待機に関する費用について、発荷主・着荷主との間の契約において明確化
- ・着荷主においても、自社の都合によりトラック運送事業者を長時間待機させない。やむを得ず待機させる場合においてはその分の人工費が発生することから、**発荷主との間の契約における適切な費用負担**について配慮すること
- ・過度な小口多頻度輸送は、人手不足に直面しているトラック運送事業者にとって大きな負担となることから、ロットをまとめるなど、**可能な範囲内で効率的な運送依頼**について配慮すること

契約の相手方・方法の適正化

- ・契約相手となるトラック運送事業者について、運行管理者・整備管理者の選任、最低保有台数の維持、社会保険・労働保険の加入等、法令遵守状況の確認
- ・運送契約締結に当たっては書面化を原則とし、附帯業務や荷待ち待機、高速道路料金等の支払いについて明記

長時間労働の削減

- ・荷待ち時間、特に着荷主側における荷待ち時間の解消に向けた取組への理解と協力(トラック運送事業者との面談等による課題の具体的な把握等) 等
- ・トラックドライバーの長時間労働の改善に向け、着荷主・発荷主・トラック運送事業者が一体となって課題に取り組むための協議の機会を定期的に設ける等、協力体制の確立

【発出先団体名】

- 日本スーパー・マーケット協会、日本ショッピングセンター協会、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本フランチャイズチェーン協会、日本ボランタリーチェーン協会、日本専門店協会、日本スーパー・マーケット協会、新日本スーパー・マーケット協会、日本チェーンドラッグストア協会

- 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」における取引環境改善に向けた議論に先立ち、適正運賃・料金収受に関する議論の論点整理や方向性に関する助言を行うための場として、平成28年7月に「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を設置。第2回の会合を平成28年12月14日に開催。
- トラック運送業における運賃・料金に関する調査(アンケート)を実施。
- 運賃制度のあり方、運賃と料金の区別の明確化等について検討中。

「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」委員

委員

【学識経験者】

- ・ 藤井 聰 京都大学工学部工学研究科教授（座長）
- ・ 野尻 俊明 流通経済大学学長
- ・ 柳澤 宏輝 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

【行政】

- ・ 加藤 進 国土交通省自動車局貨物課長
- ・ 川上 泰司 国土交通省総合政策局参事官（物流産業）
- ・ 藤枝 茂 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
- ・ 正田 聰 経済産業省商務流通保安グループ物流企画室長

オブザーバー

【荷主】

- ・ 上田 正尚 （一社）日本経済団体連合会産業政策本部長
- ・ 栗原 博 日本商工会議所流通・地域振興部長
- ・ 黒川 毅 日本機械輸出組合国際貿易円滑化委員会委員長

【トラック運送業】

- ・ 坂本 克己 （公社）全日本トラック協会副会長
- ・ 馬渡 雅敏 （公社）全日本トラック協会副会長